

広島県告示第百九十四号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号。以下「法」という。）第六条第一項及び第八条第一項の規定によって、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

平成二十六年三月二十日

広島県知事 湯 崎 英 彦

所在地		土砂災害警戒区域		土砂災害特別警戒区域	
三次市吉舎町上安田地内					
区域の名称	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の表示	区域の名称	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の表示及び法第八条第二項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成十四年政令第八十四号）で定める事項
安田（一二七六一―一）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	安田（一二七六一―一）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
安田（三五六四、一二七六一）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	安田（三五六四、一二七六一）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
下郷（二二七八二）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	下郷（二二七八二）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
下郷（二二七六〇）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	下郷（二二七六〇）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
下郷（二二七六〇―一）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	下郷（二二七六〇―一）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
下郷（二二七六〇―二）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	下郷（二二七六〇―二）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
安田（三五八二―一）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	安田（三五八二―一）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
安田（三五八二―二）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	安田（三五八二―二）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
安田（三五八二）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	安田（三五八二）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり









明賀川（九〇五二）	土石流	次の図のとおり	明賀川（九〇五二）	土石流	次の図のとおり
抜湯川左支川（九〇五〇隣一）	土石流	次の図のとおり	抜湯川左支川（九〇五〇隣一）	土石流	次の図のとおり
抜湯川左支川（九〇五〇）	土石流	次の図のとおり	抜湯川左支川（九〇五〇）	土石流	次の図のとおり
抜湯川左支川（九〇五〇隣二）	土石流	次の図のとおり	抜湯川左支川（九〇五〇隣二）	土石流	次の図のとおり
抜湯川左支川（九〇五〇隣三）	土石流	次の図のとおり	抜湯川左支川（九〇五〇隣三）	土石流	次の図のとおり
抜湯川左支川（九〇五〇隣四）	土石流	次の図のとおり	抜湯川左支川（九〇五〇隣四）	土石流	次の図のとおり
中郷川（二三六隣七）	土石流	次の図のとおり	中郷川（二三六隣七）	土石流	次の図のとおり

各区域について、「次の図」は、省略し、その図面を広島県土木局砂防課及び広島県北部建設事務所に備え置いて縦覧に供する。